

No. 1

件名	固定資産税の課税誤り
概要・原因	<p>(概要) 固定資産税及び都市計画税の災害減免を行った家屋について、減免の次年度以降において過大に賦課したものと <過大賦課額 納税義務者1名(対象家屋6件)計251,800円 [平成29年度(2017年度)～令和元年度(2019年度)]></p> <p>(原因) ・職員の認識不足及び確認不足による次年度分の価格減少処理漏れ</p>
対応	<p>対象者にお詫びするとともに、過大課税分を返還しました。今後は、減免処理の翌月までに次年度に向けた処理を行い、減免処理したものと突合せて確認することで再発防止を図ります。</p>
担当	固定資産税課 電話 096-328-2195

No. 2

件名	口座振替開始通知書の誤記載
概要・原因	<p>(概要) 市税の口座振替開始通知書(固定資産税4期分、343件)について、振替開始日の記載を誤ったもの ※誤った振替開始日において口座振替は行っていない。</p> <p>(原因) ・通知書印刷に必要なデータの税システムへの取込時における振替開始日の設定誤り ・通知書の圧着作業前における印刷内容のチェック漏れ</p>
対応	<p>対象者にお詫びするとともに、正しい振替開始日を通知しました。今後は、振替口座登録時の内容と税システム上の設定内容を二重チェックするとともに、通知書の圧着作業前に、印刷内容の確認を徹底します。</p>
担当	納税課 電話 096-328-2204

件名	拘禁減免額誤認定による介護保険料の誤算定
概要・原因	<p>(概要) 介護保険料の本算定において、拘禁減免対象者（1名）の減免額を誤り、介護保険料を過少に算定したもの <過少算定額 4,930円></p> <p>(原因) ・制度の理解不足による減免額の算定誤り ※拘禁期間中の保険料額（本算定額）を減免すべきところ、仮算定時点で拘禁期間中に割り付けられていた保険料額を減免したもの</p>
対応	<p>保険料額変更通知書を送付しました。 今後は、職員研修や業務マニュアルの再確認を実施するとともに、正・副担当者による確認を徹底し、再発防止を図ります。</p>
担当	介護保険課 電話 096-328-2347

件名	所得情報の入力誤りによる介護保険料の誤算定
概要・原因	<p>(概要) 所得未申告者の介護保険料の算定において、所得情報の入力を誤り、介護保険料を過大に算定したもの <過大算定額 2名 計48,672円（令和元年度分）></p> <p>(原因) ・介護保険システムにおける所得区分（課税・非課税）の入力方法の理解不足及び入力結果の確認不足</p>
対応	<p>対象者にお詫びするとともに、保険料額変更通知書を送付しました。 システム入力マニュアルを再確認するとともに、今後は、主査による完了確認を徹底するなど、チェック体制を強化して再発防止を図ります。</p>
担当	介護保険課 電話 096-328-2347

件名	電子メールの誤送信
概要・原因	<p>(概要) ボランティア登録者(23名)に電子メールを送信する際、メールアドレスをBCCに入力すべきところ、宛先(TO)に入力して送信したもの</p> <p>(原因) ・グループ登録したメールアドレスの転記(TO→BCC)の失念</p>
対応	<p>登録者にお詫びするとともに、当該メールの削除を依頼しました。</p> <p>今後は、グループにメールを送信する際は、メールアドレスがBCCに入ったひな型を作成し、そのひな型を複製して使用します。また、メール作成者と送信者を分け、それぞれが確認するとともに、メール送信に関するマニュアルを作成し、周知します。</p>
担当	動物愛護センター 電話 096-380-2153

件名	施設等利用給付認定誤り
概要・原因	<p>(概要) 保育施設の2歳児クラスに属する児童(2名)について、誤って施設等利用給付認定(新2号※)を行ったもの ※要件を満たす3~5歳児クラスに属する児童が対象</p> <p>(原因) ・申請書受付時における対象児童の年齢確認漏れ ・認定者一覧による認定内容の確認漏れ</p>
対応	<p>対象児童の保護者にお詫びし、認定取消するとともに、うち1名については新3号にて再認定し、もう1名については認定要件を満たさない旨説明して了承いただきました。</p> <p>今後は、申請書受付時における年齢等の要件確認を徹底するとともに、認定通知書の発送前においても認定者一覧による確認を行います。</p>
担当	保育幼稚園課 電話 096-328-2568

件名	作業員労賃の誤払い
概要・原因	<p>(概要)</p> <p>くまもと自然休養林金峰山地区保護管理協議会で雇用している作業員(2名)へ賃金を過少に支払ったもの また、そのうち1名の作業員に対し、課税対象ではないにもかかわらず誤って所得税を源泉徴収したもの <過少支払額 2名 9,000円> <誤徴収税額 1名 137円></p> <p>(原因)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃金計算シートの不備による賃金単価のチェック漏れ ・賃金支払事務についての認識不足、確認不足
対応	<p>作業員にお詫びし、次月支払分の賃金に、未払分及び所得税誤徴収分を加算して支払う旨を説明し、了承いただきました。 今後は、賃金計算シートを算出時及び決裁時にもチェックできる様式へ変更することで確認を徹底し、再発防止を図ります。</p>
担当	農業政策課森づくり推進室 電話 096-328-2409

件名	工事設計書の積算誤りに伴う入札中止
概要・原因	<p>(概要)</p> <p>宅地造成工事の一般競争入札の公告期間中において、工事積算が誤っていたため、入札を中止したもの</p> <p>(原因)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・諸経費算定方法に関する通知の確認漏れ ・積算額の検算不足
対応	<p>工事積算をやり直し、再度入札を行うこととしました。 今後は、積算に係る通知等を適切に把握し、職員相互で確認するなど職員の知識向上を図るとともに、複数人による積算額の検算を徹底して再発防止を図ります。</p>
担当	植木中央土地区画整理事業所 電話 096-272-1113

件名	企業年金認定漏れによる保護費の誤支給
概要・原因	<p>(概要) 企業年金収入を誤って認定削除したため、保護費を過大支給したもの <過大支給額 20,581円[平成30年(2018年)5月～平成31年(2019年)1月分]></p> <p>(原因) ・担当者による年金収入の認定削除時期の錯誤 ・査察指導員等による確認不足</p>
対応	<p>対象者にお詫びするとともに、過大支給分については返還対象となることを説明し、了承いただきました。 今後、保護費の変更処理を行う際は、変更内容を十分に確認するとともに、査察指導員等によるチェックを徹底し再発防止を図ります。</p>
担当	中央区役所保護第一課 電話 096-328-2320

件名	個人番号が記載された書類の紛失及び対応の遅延
概要・原因	<p>(概要) 保育所の入所申請書の添付資料として保護者が提出した個人番号(マイナンバー)届出書を紛失し、また、紛失について対象者及び関係機関への報告等の対応が遅れたもの</p> <p>(原因) ・受取書類の管理不徹底 ・個人番号の紛失に関する認識不足</p>
対応	<p>対象者にお詫びするとともに、個人番号の停止及び番号変更手続を行いました。 今回、関係部署と情報共有し再発防止を図るとともに、所属職員に対し特定個人情報の取扱いの重要性と事案発生時の正しい取扱いについて改めて再指導しました。今後はマニュアルに従い適切に処理を行います。また、書類受領時のチェックリスト等への記載及び書類の管理を徹底します。</p>
担当	中央区役所保健子ども課 電話 096-328-2421

No. 11

件名	戸籍証明の誤交付
概要・原因	<p>(概要) 戸籍抄本の証明書の郵便請求があった際、同戸籍の別人の証明書を誤って交付したもの</p> <p>(原因) ・証明書発行時における必要者氏名の確認不足</p>
対応	<p>請求者にお詫びし、正しいものを交付しました。</p> <p>今後は、受付、発行、審査、交付の4段階4名による確認を徹底し、再発防止を図ります。</p>
担当	東区役所区民課 電話 096-367-9124

No. 12

件名	印刷・コピー代の誤徴収
概要・原因	<p>(概要) 印刷・コピー代を過大及び過少徴収したもの <過大徴収額 1件 420円> <過少徴収額 1件 130円></p> <p>(原因) ・徴収額の積み上げ計算誤り ・計算結果の確認不足</p>
対応	<p>利用者にお詫びし、過大徴収分を還付し、過少徴収分を納入いただきました。</p> <p>今後は、計算結果の確認を複数人で行うとともに、利用者と一緒に計算内訳の確認を行います。また、歳入調定の段階でも再計算を徹底します。</p>
担当	富合まちづくりセンター 電話 096-357-4580

No. 13

件名	マイナンバー通知カード再発行手数料の徴収漏れ
概要・原因	<p>(概要) マイナンバー通知カードの再発行手続において、手数料を誤って減免対象とし、手数料の徴収が漏れたもの <未徴収額 2名 1,000円></p> <p>(原因) ・減免根拠の適用対象期間の認識誤り</p>
対応	申請者にお詫びし、手数料をお支払いいただきました。 今後は、業務に係る法令等の理解を深め、再発防止を図ります。
担当	城南総合出張所 電話 0964-28-3113

No. 14

件名	重度心身障がい者医療費助成金の支給誤り
概要・原因	<p>(概要) 重度心身障害者(児)医療費助成(重度医療)において本来、18,506円を助成すべきところを誤って1,850円を助成したもの</p> <p>(原因) ・助成額の計算を行った後、申請書の助成額の欄に金額を記入する際の誤記載</p>
対応	対象者にお詫びをするとともに、差額分を支払いました。 今後は、助成額の計算結果及び記入内容について、担当者とは別の確認者による二重チェックを徹底します。
担当	南区役所福祉課 電話 096-357-4129

件名	介護保険料認定漏れによる保護費の誤支給
概要・原因	<p>(概要) 他市町村（以下「納付先自治体」という。）で賦課されている介護保険料の照会を行い介護保険料を認定をすべきところ、照会が行われなかったため、介護保険料が認定されず、保護費を過少支給したもの <過少支給額 17,700円 [令和元年（2019年）4～12月分]></p> <p>(原因) ・納付先自治体への介護保険料照会の遺漏 ・住所地特例等についての職員の認識不足・査察指導員の確認不足</p>
対応	<p>対象者にお詫びするとともに、過少支給分のうち4～9月分については生活保護法の規定により支給できないことを説明し、了承いただきました。</p> <p>今後は、住所地特例制度の対象者については、一覧表を作成し年度ごとに変更確認を徹底するとともに、査察指導員等による認定変更指示・チェックを徹底して、再発防止を図ります。</p>
担当	南区役所保護課 電話 096-357-4134